

令和8年版

年末調整のしかた

▶B5判・500頁・定価2,420円(税込)・令和8年10月刊行予定

- 年末調整に必要なすべての事項を分かり易く解説!!
- 令和8年度の改正内容及び適用事項を完全網羅!!
- 巻末に年末調整に関するQ&A280(予定)を収録!!
- ミスをしないためのポイント、注意事項、各種計算例、最新の様式による様式記載例などを取り入れて実務的に解説!!

10月下旬刊
予約受付中



※画像は前回版です

主な内容

- 年末調整の事務手順表
- 各種控除のチェックポイント一覧表
- 各種控除額の早見表
- 各種税額表
- 社会保険・雇用保険の各種保険料額表
- 年末調整に必要な各種控除などの解説
- 年末調整の計算例、様式記載例などの具体的実務
- 年末調整終了後の整理事務
- 1月の源泉徴収事務
- 給与所得者の確定申告
- 電子計算機等による年末調整
- 賞与に対する税額の計算方法
- 災害被害者に対する救済
- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用
- 令和9年から変わる事項
- 源泉控除対象配偶者及び同一生計配偶者について
- 源泉控除対象親族、控除対象扶養親族及び特定親族について
- 年末調整手続の電子化
- 年末調整の質問280(予定)に答える

令和8年分の年末調整における主な留意事項

令和8年分の所得税より、基礎控除と給与所得控除の引上げ、扶養親族等の所得要件の改正が実施されます。これに伴い、12月に行う年末調整では、計算基準や申告書の様式が変更されます。

1. 所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。

これらの改正は、原則として、令和8年分以後の所得税について適用されます。

※令和8年11月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

- (1) **基礎控除の引上げ**…合計所得金額2,350万円以下の個人を対象に、基礎控除の基本額が62万円(特例適用で最大104万円)に引き上げられます。
- (2) **給与所得控除の最低保障額の引上げ**…給与所得控除の最低保障額が従来の65万円から74万円(5万円の特例上乗せを含む)に引き上げられます。これにより、基礎控除と合わせて所得税が課税されない「年収の壁」が大幅に上昇し、178万円まで所得税が非課税となります。
- (3) **扶養親族等の所得要件の改正**…扶養親族等の所得要件が、現行の合計所得金額58万円以下から62万円以下に引き上げられます。基礎控除等の見直しに伴う措置で、配偶者控除や扶養控除の対象となる所得基準が緩和され、より多い収入でも扶養内で働けるようになります。
- (4) **公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ**…基礎控除額が引き上げられることで、公的年金等から天引きされる源泉徴収税額が減少します。合計所得金額が2,350万円以下の個人を対象に、基礎控除の基本額が58万円から62万円へ引き上げられます(所得に応じて最大104万円の控除が適用されます)。

2. 通勤手当の非課税限度額の改正

片道65km以上のマイカー通勤者を対象に、非課税限度額が引き上げられます。

2026年4月1日以降に支払われる通勤手当より最大月66,400円まで非課税となるほか、一定の要件を満たす駐車場料金は最大5,000円まで加算可能になります。

3. 食事の現物支給に係る非課税限度額の引上げ

2026年4月1日より、食事補助の非課税枠が月額3,500円から7,500円(税抜)に拡大されました。従業員が食事代の半分以上を負担し、会社負担が月7,500円以内であれば、福利厚生費として非課税で処理可能です。

発行

一般財団法人 大蔵財務協会 〒130-8585 東京都墨田区東駒形 1-14-1 (財協ビル)
TEL03-3829-4141 FAX 03-3829-4001

※ 申込書にご記入いただく個人情報につきましては、お申込書等の発送のほか、弊会刊行物等や催事のご案内に使用させていただく場合がございます。
※ 弊会個人情報保護方針につきましては、ホームページにてご確認ください。

HC-39 送料サービス

申
込
書

令和8年版 年末調整のしかた

冊

■ご住所(〒) () TEL() () FAX() ()	※FAX・メルマガ会員(新刊案内等)募集中 ご希望の方は✓印 □	
メールアドレス		
■ご名称	■ご担当者名	

お申し込みは TEL(03-3829-4141)、FAX(03-3829-4001)または弊会ホームページ(<https://www.zaikyo.or.jp>)からできます。